



納税者 コード	区	学区	町	氏名			

軽自動車税（種別割）納税通知書等送付先変更届

(宛先) 京都市長

令和 年 月 日			
納税義務者（申請者）…最新の住民票住所、氏名を御記入ください			
住 所			
(所在地)			
氏 名			
(名 称)			
(氏が変更の場合は旧姓：)			
生年月日 大・昭・平 年 月 日			
電話番号 ()			

裏面の**注意事項**を確認したうえで、以下のとおり送付先の変更を届け出ます。

新送付先
〒 _____
住 所 (所在地) _____
方 書 _____
旧送付先 (納税義務者 (申請者) 欄と異なる場合のみ記入)
住 所 (所在地) _____
方 書 _____
*必ず本人確認書類 (運転免許証等) のコピーを添付してください。

～ 事務処理欄 ～

本人確認書類
免許証・保険証・その他 ()

交付	審査	後方	受付
/			

納税通知書等送付先変更に係る注意事項

- ・納税通知書等は納税義務者にしか送付できません。他者への送付を希望する場合は、車両の名義を変更してください。
- ・原則、納税義務者本人が届出をお願いします。
- ・車両ごとの送付先設定はできません。ただし、法人の場合は、店舗や支店ごとに設定することができます。
- ・本届出は、納税通知書等の送付先のみを変更するものです。
転居された場合や、車両の定置場（駐車場・駐輪場）が変更となった場合は、ナンバープレートや車検証住所等の変更手続きが必要となります。
お手続きについては、以下にお問い合わせください。

お問合せ先

軽自動車，2輪の小型自動車など（126cc以上のバイク）

種 別	問合せ先
126cc以上のバイク	京都運輸支局 (TEL:050-5540-2061)
3輪・4輪の軽自動車	軽自動車検査協会 京都事務所 (TEL:050-3816-1844)

原付バイク（125cc以下），小型特殊自動車（農耕用トラクター等）

京都市外にお住まいの場合は、お住まいの市区町村の原付バイク等担当窓口にお手続きをお問い合わせください。

廃車のみのお手続きや京都市内間での名義変更は、京都市軽自動車税事務所にお問い合わせをお願いします。

種 別	窓 口
原付バイク（125cc以下のバイク） ミニカー	京都市軽自動車税事務所 又は 京都市軽自動車税事務所（分室）
小型特殊自動車 （フォークリフト，農耕作業用のもの等）	(TEL:075-213-5467)

<参考>

京都市市税条例（抜粋）

第74条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者は、軽自動車等の所有者等となった日から7日以内に、種別割の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。その申告した事項に異動があった場合においても、同様とする。

道路運送車両法（抜粋）

第12条 自動車の所有者は、～（中略）～所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があつたときは、その事由があつた日から15日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。～（後略）～